56　第二十三条の規定は、附則第五十四項の規定による届出及び前項の規定による事業主の証明について準用する。

57　（略）

別表第一　障害等級表（第十四条、第十五条、第十八条の三の十、第十八条の八、第三十一条、第三十三条、第三十六条関係）

（略）

別表第二　傷病等級表（第十八条、第三十六条関係）

（略）

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十二条第三項の業務災害に関する保険給付の額の算定） **第十八条**　法第十二条第三項の厚生労働省令で定める保険給付は、療養補償給付、休業補償給付、介護補償給付及び労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号。以下「労災則」という。）第四十六条の二十第三項、第五項、第七項又は第八項（労災則第四十六条の二十四及び第四十六条の二十五の三において準用する場合を含む。）の規定により給付基礎日額を算定した特別加入者（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）第三十三条各号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に関し支給する保険給付とする。 2　法第十二条第三項の年金たる保険給付及び前項の保険給付（特別加入者に関し支給する保険給付を除く。）の額の算定は、次の各号に掲げる保険給付の区分に応じ、当該各号に定める額とすることにより行うものとする。 一　障害補償年金　同一の事由について労災保険法第八条に規定する給付基礎日額を平均賃金とみなして労働基準法第七十七条の規定を適用することとした場合に行われることとなる障害補償の額に相当する額 二～六　（略） 3　前項の規定にかかわらず、法第十二条第三項の労災保険法第八条第三項に規定する給付基礎日額を用いて算定した保険給付及び特別加入者に関し支給する保険給付の額の算定は、次の各号に掲げる保険給付の区分に応じ、当該各号に定める額とすることにより行うものとする。 一　休業補償給付　休業補償給付（労災保険法第八条第三項に規定する給付基礎日額を用いて算定した保険給付にあつては、給付の原因となる負傷又は疾病が発生した事業場における賃金額をもとに算定した額に相当する額に限り、特別加入者に関し支給する保険給付にあつては、給付の原因となる負傷又は疾病が発生した事業場における賃金額をもとに算定した額に相当する額又は労災則第四十六条の二十第二項（労災則第四十六条の二十四及び第四十六条の二十五の三において準用する場合を含む。）に規定する方法により算定した場合の給付基礎日額をもとに算定した額に限る。）のうち当該負傷又は疾病に関する療養の開始後三年を経過する日前に支給すべき事由の生じたものの額を合計した額	（法第十二条第三項の業務災害に関する保険給付の額の算定） **第十八条**　法第十二条第三項の厚生労働省令で定める保険給付は、療養補償給付、休業補償給付及び介護補償給付とする。 2　法第十二条第三項の年金たる保険給付及び前項の保険給付の額の算定は、次の各号に掲げる保険給付の区分に応じ、当該各号に定める額とすることにより行うものとする。 一　障害補償年金　同一の事由について労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）第八条に規定する給付基礎日額を平均賃金とみなして労働基準法第七十七条の規定を適用することとした場合に行われることとなる障害補償の額に相当する額 二～六　（略） （新設）

47　第二十三条の規定は、附則第四十五項の規定による届出及び前項の規定による事業主の証明について準用する。

48　（略）

別表第一　障害等級表（第十四条、第十五条、第十八条の八、第三十一条、第三十三条、第三十六条関係）

（略）

別表第二　傷病等級表（第十八条関係）

（略）